マイナンバー制度は

『合憲』判決???

“自己情報コントロール権”を決して認めない時代遅れの最高裁

「保険証を廃止してマイナ保険証に」と河野デジタル大臣が記者会見（2022年10/13）して以降、多くの国民がマイナ保険証は義務だと思いこみ、マイナンバーカードを持っていないと保健医療を受けられなくなると心配しカード申請が続いています。（1兆8000億円の予算をかけた『2万円のマイナポイント』取得を理由にカード申請した人が88%。2023年1月末カード交付率60.1%）

でもカード取得は“任意”であり義務ではありません。又保険料を払っている国民に保健医療を提供するのは当然と厚生労働大臣も発言し・・・「資格確認書」を発行する方針を出しています。

そのような状況の中“マイナンバー違憲訴訟”の最高裁判決（2023年3月9日15：00）が出されました。

最高裁判決報告会

“個人番号利用差し止め請求”を求めて仙台訴訟・九州訴訟・名古屋訴訟の3箇所での上告審。判決主文：「上告を棄却する」

判決後の報告集会では、自己情報コントロール権をまったく認めない、又対策を採っているから何の心配もないと判断し合憲とした判決に対して厳しい批判の声が・・・

と同時に最高裁判決の判決理由の中で“個人番号の利用範囲を社会保障・税・災害対策及びこれらに類する分野の法令または条例で定められた事務に限定している”ことを持って合憲としている点から、今国会に提案されている番号法改正法案の違憲性を主張できるのでは・・・とこれからの闘い方が議論されました。

水永弁護士語る

「マイナ保険証強制反対・番号法改悪反対」院内集会での議論も含めてマイナンバー制度の問題点を明らかにしようと思います。

Ⅰ.マイナンバー違憲訴訟最高裁判決批判

弁護団と市民との議論から（3/9報告会・3/14院内集会）
○住基ネットの判決をなぞった（九州訴訟）最高裁判決です。

自己情報コントロール権を一切認めません。憲法13条によって保障される自由、プライバシー権を「何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示また

は公表されない自由」に限定して判断。

個人情報が利用されたり提供されたりプロファイリングされたりすることを拒否する自由を含めた自己情報コントロール権がプライバシー権だとはまったく認めない判決。EU の“一般データ保護規則（GDPR）”など情報自己決定権は常識なのに・・・

○特定個人情報の利用・提供については、判決は、以下ⅰ ⅱ ⅲ等の制限がされてるので“正当な行政目的を有する”と判断し、憲法 13 条プライバシー権＝個人の情報を開示・公表されない自由を侵害することなく合憲と。

ⅰ）個人番号の利用範囲について“社会保障・税・災害対策”及びこれらに類する分野の法令または条例で定められた事務に限定してるので、

ⅱ）目的外利用が許容される例外事例を一般法よりも厳格に規定しているので、

ⅲ）特定個人情報の提供を原則禁止し、制限列挙した例外事例に該当する場合にのみその提供を認めるから。と

弁護団は指摘します。

○判決理由でも「住基ネットと違ってマイナンバー制度では特定個人情報は個人の所得や社会保障の受給暦と秘匿性の高い情報が多数含まれ・・・理論上は対象者識別機能を有する個人番号を利用してこれらの情報の集約や突合を行い個人を分析することが可能・・・正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示・公表される具体的な危険が生じうるもの」とマイナンバー制度の危険性を理論的には認めざるを得ないことを記載しながら、その危険性に対する安全措置が「利用分野を 3 分野に限定」「厳格な評価」でよしとしているのはデジタル化した現状からも安全性に対して非常に不十分な根拠でしかないと批判。

○更に、「一生涯普遍の個人識別のための個人番号を付与しこれにより大量の個人情報の流出と言う従来からの危険性にとどまらず、国家に対して個人情報を名寄せ・突合し・プロファイリングすることを可能とする監視社会の礎となるインフラを与えるものとなり・・・民主主義社会の基盤を脅かす重大な危険性を有する。防ぐための十分な対策は採られていない」と厳しく批判しました。

Ⅱ、オンライン資格確認システム義務化反対

吉田さん

政府が目指している“健康保険証をなくして全面的にマイナ保険証を 2024 年秋に実現する”ためには、医療機関における“オンライン資格確認システム”が十二分に整う必要があります。保険医協会の吉田さんから問題点が指摘されました（3/14 院内集会）。

オンライン資格確認システムは 2021 年 10 月に運用開始したがあまり広がらないなか、2022 年 8 月中央社会保険医療協議会（中医協）が「療養担当規則」に 2023 年 3/31 までにシステム導入の義務化を明記。しかし約 60％の医療機関では利用できない状態。

医療関係者の弁：「国の補助では導入費用がまかなえず、常時接続が必要にな

るためセキュリテイ対策、事前登録が必要なマイナ保険証利用による窓口トラブル、等負担が多すぎる。この状況では廃業せざるを得ない。」と。

中医協が規則にオンライン資格確認システムの導入義務化を規定し、違反した場合は保険医療機関取り消しと言う罰則までつけたことに対して、2月22日保険医・歯科保険医274人が『オンライン資格確認義務不存在確認等請求』訴訟を東京地裁に提訴。

規則の上位法である「健康保険法」は“療養給付”については委託しているが“資格確認”については委託していない。まして罰則規定まで委託をしてはいないのだから、この規定は憲法違反で法律違反だと訴えています。

吉田さんは説明しました。

オンライン資格確認システムの目的は、マイナ保険証で必要な資格確認だけでなく医療DX（デジタルトランスフオーメイション）の基盤を作ること。

国はメリットとして①特定健診情報・薬剤情報を医療関係者と共有し、良い医療を受けられる②限度額摘用認定証が不要③マイナ保険証として使える④顔認証で受付が円滑に⑤レセプト返戻が減少する。と示しているが、

果たして

○個人の生涯にわたる連続的な病歴が全国の医療機関で利用が可能になることで患者さんのプライバシーを守れるのか？

○研究や民間利用も予定されているが自己情報コントロール権もGDPRの内実も認められていない現在果たして個人の情報が守れるか？

○PHR（パーソナルヘルスレコード）事業サービスが始まるが患者さんの医療情報をどう使うのか？心配です。

又、医療機関が導入をためらっている現状を数字で示してくれました。

医療機関へのアンケートでは

マイナンバーカード利用に不慣れな患者さんの窓口対応が大変に：82%

システム不具合時に診療機能が困難になる：74%　　です。

実際に

2023年1月時オンライン資格確認システムの利用件数は9000万件でそのうちマイナンバーカード利用が120万件（1.3%）。カード利用による特定健診情報利用は24万件（20%）といった具合でこのシステムがあまり使われていない状況です。

吉田さんは更にマイナンバーカードにある顔認証＝生体認証をシステムの中で使う危険性も指摘。欧米では行政による顔認証は禁止する動きがあるのに、日本ではこのシステム導入で顔認証を拡大しようとしている.・・・オカシイ！と。

原田さん

Ⅲ、番号法改悪反対!

政府が3/7閣議決定し国会へ提出したマイナンバー改正法案は（原田さんの説明）、

① マイナンバーの利用範囲を「社会保障・税・災害対策」以外の行政事務に

拡大。美容師・建築士等の国家資格、在留資格に係る許可等に関する事務にも利用範囲の拡大です。

② 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に**準ずる事務**についてもマイナンバーの利用可能。

③ 法律でマイナンバー利用が認められている事務について、**主務省令に規定することで情報連携を可能**とする。（法の規定からはずして）

④ 公金受け取り口座登録を本人が同意していなくても勝手に行う“行政機関等経由登録”を導入。

⑤ 省令による健康保険証の交付義務の廃止。「資格確認書」の交付を規定。

⑥ マイナンバーカード普及のため「幼児の顔写真省略」「郵便局での交付申請を可能に」「在外公館でのカード交付・発行に関する事務を可能に」

⑦ 戸籍住民票に「氏名のフリ仮名」を追加。マイナンバーカードの記載事項に「氏名のフリ仮名」を追加。

以上のように改正案には、“利用範囲の拡大”と“成りすまし防止のための制限を解除”、“各個人の所得・資産把握に向けた動き”などが見て取れます。

3/9 最高裁判決での合憲理由のひとつである“番号法が利用範囲を社会保障・税・災害対策に限定し、提供を制限列挙した例外事由に該当する場合にのみ認めていることを合憲理由としている”ことから、今国会に出されている番号法改正法案はまさにこの判決と抵触する。違憲の「改正案」になります。改悪です。

*基本的人権としての自己情報コントロール権から考えればマイナンバー制度は違憲であり、マイナンバーカードを保険証にすることも、改正法案が利用範囲を拡大することも、市民の個人情報を十分に保護せずグローバル企業に利活用させようとすることも許せません。

「マイナ保険証強制反対！」「番号法改悪反対！」

PHR 医療情報を勝手に使うな！行政事務・公安に顔認証・生体認証を使うな！

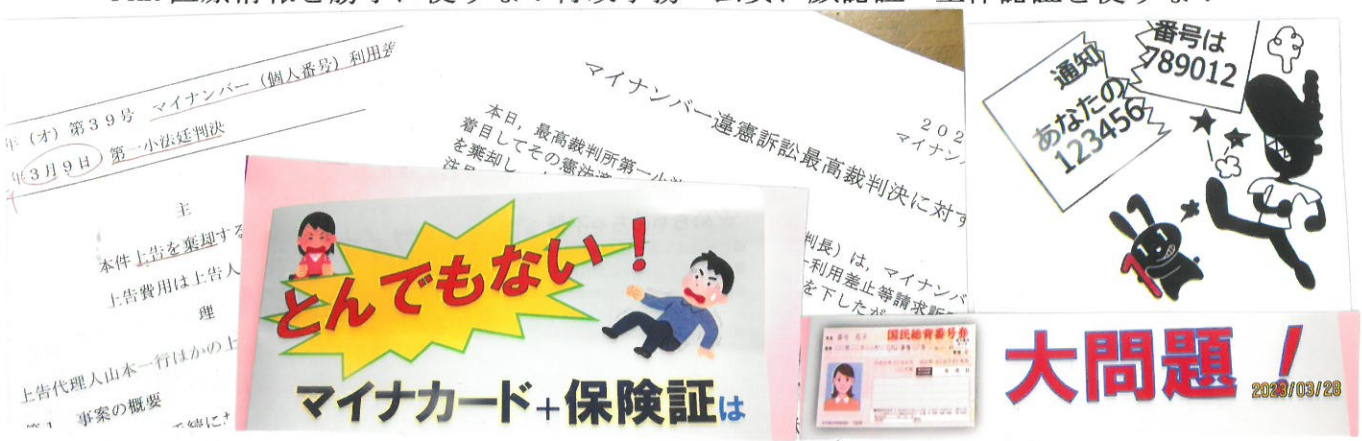

＊「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫　　047-445-9144

＊活動報告 HP に掲載「いい鎌ケ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます